

(別表)

漁船登録における漁業種類の分類

漁業種類の分類		漁業の内容	備 考
(A) 統計の分類	(B) 登録の分類		
1. 淡水漁業	a 淡水漁業	潮汐の影響のない潟、湖沼、河川、放水路、留他、貯水等における漁業	
2. 内水面漁業	a 内水面漁業	潮汐の影響のある潟、湖沼、河川、放水路等における漁業	
3. 採介藻漁業	a 採介藻漁業	浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業	
	b 採介藻( )漁業	さんご、かき等の採取業	( )内にさんご、かき等の別を記入
4. 定置漁業	a 定置漁業	定置網漁業以外の定置漁業を含む。	
5. 一本釣り漁業	a 一本釣り漁業	各種一本釣り漁業(ただし、かつお、まぐろ及びいか、さば等を除く。)	
	b 一本釣り( )漁業	いか一本釣り及びさば等のはねつり漁業	( )内にいか、さば等の別を記入
6. はえなわ漁業	a はえなわ漁業	各種はえなわ、たこ、えい等の空つりなわ漁業(ただし、まぐろ、さめ、かじき、さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業を除く。)	
	b はえなわ( )漁業	さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業	かごはえなわ漁業を含む。( )内にさけ・ます・たら・かに等の別を記入
7. 刺網漁業	a 刺網漁業	刺網、たたき網、はねかえし網漁業	
	b さけ・ます流し網漁業	中型さけ・ます流し網、小型さけ・ます流し網及び日本海さけ・ます流し網漁業	
	c かじき等流し網漁業	かじき等流し網漁業	
8. まき網漁業(網船)	a まき網漁業	大中型まき網、中型まき網及び小型まき網漁業の網船	に大中型、中型、小型の別を記入
9. まき網漁業附属船	a まき網漁業附属船( )	各種まき網漁業の附属運搬、灯船及びとう載漁艇等	( )内に、運搬、灯船等の別を記入
10. 敷網漁業	a 敷網漁業	敷網、八田網、四ツ手網、待網、打網、張網、飼取網、桂網、棚網及び棒受網(さば、さんまを除く。)漁業	
	b 棒受網漁業	さば、さんま棒受網漁業	にさば、さんま等の別を記入

漁業種類の分類		漁業の内容	備 考
( A ) 統計の分類	( B ) 登録の分類		
1 1 . 底びき網漁業	a 底びき網漁業	小型底びき網及び沖合底びき網漁業	に小型、沖合の別を記入
1 2 . 以西底びき網漁業	a 以西底びき網漁業	以西底びき網漁業（1 そうびきを含む。）	
1 3 . 遠洋底びき網漁業	a 遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業	
1 4 . ひき網漁業	a ひき網漁業	1 1 . 1 2 . 及び1 3 以外の各種ひき網漁業（けた網、こぎ網、地こぎ網、こびき網、瀬びき網、巣びき網、中びき網、沖びき網、地びき網、車びき網、歩行びき網、船びき網、船びきつた網、沖取網、パッチ網、ごち網等）	
1 5 . かつお・まぐろ漁業	a かつお・まぐろ漁業	かつお一本つりとまぐろはえなわ漁業の兼業	
	b かつお一本つり漁業	かつお・まぐろ一本つり漁業	
	c まぐろはえなわ漁業	まぐろ、さめ、かじきうきはえなわ漁業	
1 6 . 捕鯨業	a 捕鯨業	捕鯨、探鯨及び小型捕鯨業（母船式の母船を除く。）	
1 7 . 官公庁船	a 官公庁船（ ）	漁業の試験、調査、指導、練習又は漁業の取締に従事する漁船	（ ）内に練習、取締等の別を記入
1 8 . 運搬船及び各種母船	a 漁獲物運搬船	漁場から漁獲物を運搬する漁船	
	b 捕鯨業（母船）	捕鯨母船	
1 9 . 雑漁業	a 突棒漁業	突棒漁業	
	b 養殖業	魚類養殖	
	c 雑漁業	上記の分類に近似の漁業がない漁業	

- 備考 1 . 上記“ 漁業の内容 ”に記載のない漁業は、近似の漁業で登録する。  
2 . 都道府県が、建造許可における漁業種類又は“ 漁業の内容の名称 ”を登録票に記載する必要があると認めた場合は、その名称で登録して差し支えない。  
（例えば“ はえなわ漁業（さけ・ます）”を“ さけ・ますはえなわ漁業 ”と登録してよい。）